

## 中野区と喜多方市との連携による地球温暖化防止のための森林整備等に関する協定書

中野区（以下「甲」という。）と喜多方市（以下「乙」という。）は、相互に連携して、地球温暖化の防止に寄与するため、森林整備等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、乙が行っている「喜多方市森林整備加速化プロジェクト」による森林整備（間伐、間伐材の搬出及び間伐材を搬出するための路網整備等をいう。以下同じ。）を甲が支援するとともに、相互に連携して、甲と乙との間の観光交流及び経済交流とあわせた環境交流を推進し、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 住民や事業者が、観光交流、経済交流とあわせた環境交流を行う機会を提供するための取組に関すること。
- (2) その他甲及び乙が必要と認める事項

### （森林整備の支援）

第3条 甲は、乙が「喜多方市森林整備加速化プロジェクト」を実施することにより保有するオフセット・クレジット（以下「J－VER」という。）を購入することにより、森林整備を支援する。

2 甲は、この協定の有効期間内において、年度毎に予算の範囲内で、J－VERを購入する。

### （二酸化炭素排出量の相殺）

第4条 甲が前条の規定により購入するJ－VERは、甲の区域内において発生する二酸化炭素排出量と相殺するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、平成27年7月22日から平成32年3月31日までとする。

2 甲と乙は、前項の有効期間の満了後も引き続きこの協定を継続しようとするときは、当該有効期間の満了前に協議をし、改めて所要の手続をとるものとする。

(協定の変更又は廃止)

第6条 この協定を変更し、又はこの協定を前条の有効期間の中途において廃止しようとするときは、甲乙の合意によらなければならない。

(協議)

第7条 この協定の履行に関し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議をし、決するものとする。

この協定成立の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成27年7月22日

東京都中野区中野四丁目8番1号

甲 中野区  
代表者 中野区長

福島県喜多方市字御清水東7244番地2

乙 喜多方市  
代表者 喜多方市長